



平成 27 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 メディアスホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 谷 保 彦
(JASDAQ コード番号：3154)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 推 進 本 部 長 芥 川 浩 之
(TEL：03-3242-3154)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年9月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年9月25日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（取締役の責任免除）及び現行定款第40条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。 (1) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および販売 (2) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。 (1) 医療機器、 <u>再生医療等製品</u> および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および <u>輸出入</u> ・販売 (2) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具

<p style="text-align: center;"><u>レンタルおよびリース業務</u></p> <p>(3) 動物用医療機器の販売ならびに<u>レンタルおよびリース業務</u></p> <p>(4) スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の販売</p> <p>(5) } (条文省略)</p> <p>(16)</p> <p>(17) 介護保険法第8条第21項に基づく居宅介護支援事業</p> <p>(18) } (条文省略)</p> <p>(22)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>の貸与およびリース業務</u></p> <p>(3) 動物用医療機器の<u>輸出入</u>・販売ならびに<u>貸与およびリース業務</u></p> <p>(4) スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の<u>輸出入</u>・販売</p> <p>(5) } (現行どおり)</p> <p>(16)</p> <p>(17) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p> <p>(18) } (現行どおり)</p> <p>(22)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 25 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 25 日(金)

以上